

未熟児養育医療の給付について

中野市 健康づくり課

1 低体重児の届出について

母子保健法第18条の規定に基づき、体重が2,500g未満の乳児が出生したときは、低体重児出生届を市健康づくり課に提出してください。

市では、養育上必要があると認めるときは、保健師による訪問指導を行います。

2 未熟児について

未熟児とは、身体の発達が未熟のまま出生した乳児（1歳に満たない者）であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るまでの児をいいます。

具体的には、出生体重が2,000g以下あるいは異常に強い黄疸のある児等です。

3 未熟児養育医療給付について

未熟児養育医療給付は、母子保健法の規定に基づく医療費の自己負担分を給付する制度で、通常の医療保険により入院による医療を受けた場合に、指定医療機関の窓口で支払う自己負担分を公費で負担するものです。

ただし、世帯の所得の状況により、一部自己負担があります。

例) 入院による医療費80万円、自己負担限度額16万円、市町村民税額に応じた一部自己負担額22,400円の場合

入院による医療費総額 800,000円		
医療保険額（8割） 640,000円	一部自己負担額（2割） 160,000円	
	医療保険限度額及び 未熟児養育医療費 137,600円	自己負担額 22,400円

※保険が適用される医療費が給付範囲となりますので、おむつ代、差額ベッド代等の保険適用以外の費用については対象になりません。

※自己負担額は、子どもの福祉医療費制度（自己負担500円/月、医療機関）を適用する前です。

※当市では、令和6年8月から子どもの医療費が無償化されました。（8月以降の医療費自己負担はありません。）

4 未熟児養育医療の給付対象

未熟児であって、医師が入院養育を必要と認めた乳児に対して、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでの入院に係る医療費の自己負担分を給付するものです。

入院医療については、都道府県知事が指定した、指定養育医療機関によるものとします。



未熟児養育医療の給付申請について

1 未熟児養育医療の給付申請手続き

下記の書類を持参し、中野市健康づくり課に申請をしてください。

◎印：必須、△印：該当がある場合

書類名称等	該当	内容	発行者等	備考
養育医療給付申請書	◎	養育医療の申請書 (様式あり)	—	マイナンバー
養育医療意見書	◎	医師の意見書 (様式あり)	指定医療機 関の医師	
養育医療給付に関する 同意書	◎	地方税関係情報及び住民 台帳情報に関する同意書	申請者の世 帯全員	マイナンバー
子の公的医療保険情報 がわかるものの写し	◎	被保険者番号及び記号が わかるもの	保険者	保険証又は 資格確認書等
生活保護証明書	△	生活保護世帯の証明	福祉事務所	
福祉医療受給者証(写)	◎	福祉医療の受給者証明	市町村長	

2 申請に係る添付書類について

母子保健法第 20 条の規定に基づく養育医療の給付について、法第 21 条の 4 の規定に基づき扶養義務者から徴する自己負担金の算定に必要となります。

生計を一にする世帯員全員の市町村民税額に応じて自己負担金を決定しますので、提出をお願いします。

(1) 「養育医療給付に関する同意書」

- ① 世帯構成員等は、自ら署名してください。
- ② 代理人が署名する場合、本人からの委任状が必要になります。
- ③ 未成年については、親権者が署名して差し支えありません。

(2) 生活保護証明書

生活保護法に規定する生活保護を受けている場合に、本人又は世帯員（配偶者及び生計を一にしている直系血族（父母、祖父母、子、孫等）について、住所地が市にあっては市の福祉事務所、町村にあっては、保健福祉事務所（福祉課）で発行を受けてください。

※添付書類については返却できませんのでご了承ください。

3 給付決定

提出いただいた申請書類を審査し、養育医療の給付の可否を決定します。

給付することを決定した場合、「養育医療券」を申請者に交付しますので、入院先の指定医療機関に提出し、医療を受けてください。

また、世帯全員の市町村税額に応じた自己負担金の額についても決定します。

入院にかかる医療の給付が行われた後、福祉医療費と精算した内訳書を通知します（本市の場合、子どもの医療費無償化によりご負担いただく費用はありません）。

4 出生からの流れ

申請者等	市（健康づくり課）	指定養育医療機関
①出生 未熟児（2000g未満等）で入院療養が必要な場合、市に申請書を提出（なお、低体重児（出生時の体重が2500g未満）の場合は、低体重児出生届を市に提出）		②入院療養
③養育医療申請書を市に提出（添付書類含む）	④養育医療給付決定 養育医療券の交付 自己負担金の決定	
⑤養育医療券を指定養育医療機関に提出		⑥医療券に基づき医療の給付
⑧自己負担金の納付（金融機関）	⑦医療の給付に基づき自己負担金の請求	

5 自己負担金の再算定

自己負担金については、当該年度の市町村民税額により算定します。

当該年度分の市町村民税の課税判定がされない期間については、前年度分により算定し、当該年度分の課税判定がなされた時点で、自己負担金の再算定をします。

6 その他

この制度は、出生直後からの入院養育が対象となりますので、上記の該当児であっても、退院後の通院や再入院の場合は対象外となります。

その他ご不明な点については、市健康づくり課にお問い合わせください。



中野市 健康福祉部 健康づくり課
（担当）保健医療推進係
電話 0269-22-2111（内線 368）